

平成24年第4回定例会
総務企画委員会 防災環境商工委員会 農林水産委員会
連 合 審 査 会 説 明 資 料

条 例

第126号議案 茨城県森林湖沼環境税条例の一部を改正する条例

○森林湖沼環境税の継続について 1

○森林湖沼環境税活用事業（森林の保全・整備）
の次期5か年事業計画（案） 2

○森林湖沼環境税活用事業（湖沼・河川の水質保全）
の次期5か年事業計画（案） 3

○参考資料

- ・（参考資料1）森林湖沼環境税の今後のあり方の検討
に係る取組み等について 4
- ・（参考資料2）各県における環境保全等を目的とした
税制の実施状況について（導入年度順） 6
- ・（参考資料3）茨城県森林湖沼環境税条例 新旧対照表 7

平成24年12月13日
総 務 部
生 活 環 境 部
農 林 水 産 部

森林湖沼環境税の継続について

総務部
生活環境部
農林水産部

平成20年4月に森林湖沼環境税を導入し、これまでに森林や湖沼・河川の環境保全に資する事業を実施してきた結果、一定の成果が上がっている。

しかしながら、荒廃した森林が残っていることや湖沼・河川の水質が十分には改善されていないなどの課題が残っている。

そのため、それらの課題に対応した施策の推進を引き続き図るため、森林湖沼環境税条例の一部を改正しようとするものである。

■ 改正の内容

県民税均等割の税率の特例期間を、次のとおり5年間延長

○ 個人

平成20年度から平成24年度まで



平成20年度から平成29年度まで

○ 法人

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度等



平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度等

《森林湖沼環境税（現行）の概要》

1 目的

- 森林や湖沼・河川の公益的機能を発揮させるための取組を緊急かつ確実に推進するための財源の確保
- 県民が森林や湖沼・河川の公益的機能の重要性を再認識し自ら支えていく意識の高揚

2 課税方式

- 県民税均等割の超過課税方式

3 税率

- 個人：年額1,000円
- 法人：年額法人県民税均等割の10%
(資本金に応じ2千円から8万円の5段階)

4 税収

- 年間概ね16億円
〔平成20～24年度の実績（見込）〕
7,870,056千円（個人：6,762,363千円 法人：1,107,693千円）
* 税収は、茨城県森林湖沼環境基金により管理

5 課税期間

- 平成20年度から5年間

6 その他

- 他県の状況
現在、全国で本県を含め33県において同様の税制を実施（これまでに課税期限等を迎えた県は、すべて継続）

森林湖沼環境税活用事業(森林の保全・整備)の次期5か年事業計画(案)

事業内容		次期5年間 計画	H20～H24 実績
①森林環境保全のための適正な森林整備の推進		約34億円	34.4億円
■荒廃した人工林(8千ha ※)や管理放棄されササなどが繁茂する平地林等の解消	森林の持つ公益的機能を回復させるための間伐作業に対する補助	間伐面積 約8千ha	間伐面積 6,844ha
	効率的に間伐を実施するための作業道等開設に対する補助	開設延長 約200km	開設延長 287km
	県民生活に身近な平地林・里山林の整備に対する補助	整備面積 約1千ha	整備面積 1,096ha
	高性能林業機械のレンタル経費に対する補助	レンタル助成月数 延べ約500か月分	レンタル助成月数 延べ281か月分
■海岸防災林の機能の向上, 希少なブナ林の保全	海岸防災林の再生, 筑波山ブナ林保護対策	広葉樹の植栽等	
②いばらき木づかい運動の推進		約4億円	5.2億円
■木の良さのPRの強化・公共施設等における県産材の利用拡大	県産材を使用した新築木造住宅建築に対する補助	助成戸数 約1,500戸	助成戸数 1,223戸
	県施設の木造化・木質化, 市町村等施設の木造化・木質化に対する補助	整備施設数 約50施設	整備施設数 34施設
	小学校, 幼稚園等への木製品の導入に対する補助	導入施設数 約150施設	導入施設数 161施設
■林内に放置された低質材などの有効利用	木質バイオマスの利用促進	施設整備支援	
③県民協働による森林づくりの推進		約2億円	1.4億円
■地域に根ざした県民協働による森林づくり活動への支援	普及啓発活動の実施	パンフレット作成, 「ひばり」掲載, PRイベント, 市町村PRの支援	(パンフレット作成, 「ひばり」掲載, PRイベント)
	森林づくりなどの活動を行う団体に対する補助	助成団体数 約100団体	助成団体数 139団体
	子どもの森の整備などに対する補助, 指導	学校数 約200校	学校数 60校
	森林・林業体験学習	参加人数 約6万人	参加人数 2,051人
税充当額合計		約40億円	41.0億円

※ 5年間で6,844haの間伐が進んだが, 残存する5,100haに, 新たに緊急に間伐が必要になった2,900haを加え, 計8,000haの間伐が必要

【効果】炭素吸収量の増加分(見込み)

次期5か年 計画	43,000炭素トン ※平均的な家庭が年間に排出する炭素量の29,500世帯分に相当
H20～24年 実績	37,000炭素トン ※平均的な家庭が年間に排出する炭素量の25,300世帯分に相当

森林湖沼環境税活用事業(湖沼・河川の水質保全)の次期5か年事業計画(案)

事業内容		次期5年間 計 画	H20~24 実 績
①生活排水などの汚濁負荷量の削減(点源対策)		約29億円	24.7億円
■生活排水未処理世帯の 解消等	高度処理型浄化槽の設置促進	補助基数 約6千基	補助基数 6,037基
	下水道・農業集落排水施設接続促進	補助件数 約5千件	補助件数 6,047件
	農業集落排水処理施設からのりん除去促進	補助施設数 約60施設	補助施設数 60施設
	単独処理浄化槽からの転換の促進	撤去費補助等転換 支援 2,717基	補助基数 2,717基
■工場・事業場からの排 水対策の推進	工場・事業場への立入検査の実施	指導員数 年間10名 立入検査数 約3千事業所	指導員数 年間10名 立入検査数 2,861事業所
■畜産対策の推進	良質堆肥の広域流通, 農外利用の促進	畜産農家と耕種農家 のマッチングほか	堆肥化施設設置補 助等
②農地からの流出水への対策(面源対策)		約1億円	9.9億円
■農地対策の推進	農業排水循環かんがい施設の整備等	整備箇所数 約5箇所	整備箇所数 44箇所
	レンコン等の効率的施肥技術の開発	技術開発	調査研究
			調査研究 浄化施設の設計, 工事等 アオコ回収, 除去, 抑制
③県民参加による水質保全活動の推進(県民意識の醸成)		約3億円	2.3億円
■湖に親しむ機会の提供 等による水環境意識の醸 成	市民団体に対する活動費の補助等	助成団体数 約120団体	助成団体数 82団体
	霞ヶ浦湖上体験スクール	参加人数 約4.5万人	参加人数 37,820人
	ヨシ帯の保全活動支援	国・市町村と連携 した県民運動の推 進	支援団体数 1地域協議会, 6活動組織
④水辺環境の保全(湖水・河川対策)		約7億円	—
■アオコの発生抑制に資 する全りんの削減対策 や, アオコの被害を防止 するための対策の実施等	水質浄化に向けた調査研究	調査研究	
	浄化施設設置によるりん削減・実証試験	維持管理・検証	
	アオコ対策	抑制等	
税充当額合計		約40億円	36.9億円

【効果】年間排出負荷削減量(見込み)

次期5か年 計 画	平成29年度の年間排出負荷量を, 平成24年度と比べ, CODで約360トン, 全窒素で約180トン, 全りんで約17トン削減 (平均的な一般家庭51,000世帯分の汚濁(COD)負荷量(1年間)に相当)
H20~24年 実 績	平成24年度の年間排出負荷量を, 平成19年度と比べ, CODで299トン, 全窒素で162トン, 全りんで12.9トン削減 (平均的な一般家庭42,000世帯分の汚濁(COD)負荷量(1年間)に相当)

森林湖沼環境税の今後のあり方の検討に係る取組み等について

1 森林湖沼環境税に関するアンケート調査（実施期間：H24. 3. 12～26）

- ◆対象： 個人1,000人，法人1,000社
- ◆方法： 郵送，電子メール（いばらきネットメール），直接（県施設等への来場者）
- ◆回収率： 個人77.0%，法人44.9%
- ◆結果：
 - ・ 8割以上（個人81.0%，法人85.0%）が税の継続に「賛成」（「どちらかといえば賛成」を含む）
 - ・ 負担額については，6割以上が現行の維持が適当
 - ・ 課税期間については，約6割が現行と同様の5年間がよい

2 県民の意見を聞く会

- ◆目的： 県民に同税に対する理解を深めていただくとともに，広く意見等を伺うために開催
- ◆内容
 - (1) 森林湖沼環境税の概要について
 - (2) 森林湖沼環境税を活用した事業の実績・成果について
 - (3) 意見交換（事業の拡充要望やPRの充実等）

日付	場 所	参加人数
6/30（土）	県立図書館（水戸市）	32人
	常陸太田市市民交流センター	32人
7/1（日）	霞ヶ浦環境科学センター（土浦市）	18人
	鉾田市中央公民館	27人
7/7（土）	県西生涯学習センター（筑西市）	27人
合 計		136人

- ◆主な意見
 - ・ 税事業により森林整備が進み，非常に助かっている。
 - ・ 間伐材の利用拡大に税を使って欲しい。
 - ・ もっと住民の目に触れるような事業にも税を使って欲しい。
 - ・ 湖上体験スクールは好評であり継続して欲しい。

3 森林湖沼環境税PRキャラバン

- ◆目的： 同税を活用した事業の実績・成果を県民に広く発信し，理解を深めていただくために開催
- ◆内容
 - (1) パネル展示（税活用事業の実績・成果）
 - (2) DVD上映（森林の保全・整備，湖沼・河川の水質保全）
 - (3) 県産材を活用した木製品の展示，簡易水質測定
 - (4) 普及啓発グッズの配布（割り箸，木製うちわ，アクリルたわし）

日付	場 所	PR人数
7/8（日）	イオン下妻店	200人
7/15（日）	イオン水戸内原店	850人
7/16（月祝）	イオン鹿嶋店	950人
7/21（土）	イーアスつくば	700人
7/22（日）	日立シビックセンター（エコフェスひたち2012）	950人
合 計		3,650人

4 森林湖沼環境税の今後のあり方に関するパブリックコメント

(募集期間：H24. 7. 19～8. 17)

◆提出者数： 110人・社（個人80，法人等30）

◆提出意見数： 延べ235件

区 分	件 数（％）
1 税の継続について	65件（27.7）
(1) 賛 成	61件（93.8）
(2) 反 対	4件（6.2）
2 税の活用事業に関する要望等について	129件（54.9）
(1) 森 林 関 係：間伐推進，県産材利用の促進等	99件（76.7）
(2) 湖沼・河川関係：高度処理型浄化槽設置促進，アオコ対策等	30件（23.3）
3 税制について（税率，課税期間等）	17件（7.2）
4 広報の充実等について（使途・効果の広報）	16件（6.8）
5 その他	8件（3.4）
計	235件（100.0）

5 市町村及び経済団体等への説明（実施期間：H24. 10. 1～11. 14）

- 県内全市町村及び経済団体等※を訪問し，森林湖沼環境税活用事業の実績・効果等を説明するとともに，同税の今後のあり方について，首長及び代表者等と意見交換

※ 茨城県商工会連合会，茨城県商工会議所連合会，茨城県中小企業団体中央会，

一般社団法人茨城県経営者協会，社団法人茨城県林業協会，社団法人霞ヶ浦市民協会等

6 森林湖沼環境税の継続に関する要望等の状況（H23. 9～H24. 11）

- 提出団体数 67（市町村 11，市町村議会 12，林業及び水環境関係団体 39，県審議会 2，県議会関係 2，その他の団体 1）

7 自主税財源充実研究会での検討の経緯

- H20年度の税導入以来，毎年，税活用事業の実績の報告を受け，その効果を検証
- H24年度第1回研究会（4/25）
 - ・ 議事内容 ①事業実績・効果及び次期事業の考え方（素案）
 - ②次期税制（案）
 - ③森林や霞ヶ浦の現場に精通した参考人からの意見聴取
- H24年度第2回研究会（6/19）
 - ・ 議事内容 — 報告書中間取りまとめ（案）
- 報告書最終取りまとめ・公表（11/30）

<報告書抜粋> VI 森林湖沼環境税の今後のあり方
 「～アンケート調査結果やパブリックコメントの結果なども踏まえ，実質的に目的税化した森林湖沼環境税を継続することが有効と考えられる。」

各県における環境保全等を目的とした税制の実施状況について(導入年度順)

県名	時期	期間	名称	税率(年額・上乘せ分)		税収(億円)	税収用途		
				個人	法人		森林環境保全	水環境保全	その他
1 高知県	H15年度から(H20年度更新)	5	森林環境税	500円	500円	1.4	○	○	
2 岡山県	H16年度から(H21年度更新)	5	おかやま森づくり県民税	500円	5%	4.5	○	○	
3 鳥取県	H17年度から(H20年度更新)	3→5	森林環境保全税	300円→500円	3%→5%	0.9→1.8	○	○	
4 島根県	H17年度から(H22年度更新)	5	水と緑の森づくり税	500円	5%	1.95	○	○	
5 山口県	H17年度から(H22年度更新)	5	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	3.8	○	○	
6 愛媛県	H17年度から(H22年度更新)	5	森林環境税	500円→700円	5%→7%	3.2→5.4	○	○	
7 熊本県	H17年度から(期間の定めなし)	(5年用途)	水とみどりの森づくり税	500円	5%	4.2	○	○	
8 鹿児島県	H17年度から(H22年度更新)	5	森林環境税	500円	5%	3.8	○	○	
9 福島県	H18年度から(H23年度更新)	5	森林環境税	1,000円	10%	10	○	○	
10 兵庫県	H18年度から(H23年度更新)	5	県民緑税	800円	10%	21	○	○	都市緑化
11 奈良県	H18年度から(H23年度更新)	5	森林環境税	500円	5%	3	○	○	
12 大分県	H18年度から(H23年度更新)	5	森林環境税	500円	5%	2.9	○	○	
13 滋賀県	H18年度から(期間の定めなし)	(5年用途)	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	6	○	○	
14 岩手県	H18年度から(H23年度更新)	5	いわての森林づくり県民税	1,000円	10%	7.1	○	○	
15 静岡県	H18年度から(H23年度更新)	5	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	8.4	○	○	
16 宮崎県	H18年度から(H23年度更新)	5	森林環境税	500円	5%	2	○	○	
17 神奈川県	H19年度から(H24年度更新)	5	水源環境保全税	均等割 300円 所得割 0.025%	—	38	○	○	*
18 和歌山県	H19年度から(H24年度更新)	5	紀の国森づくり税	500円	5%	2.6	○	○	
19 富山県	H19年度から(H24年度更新)	5	水と緑の森づくり税	500円	50億円以下=5% 50億円超=5%→7.5%、10%	3.3	○	○	
20 山形県	H19年度から(期間の定めなし)	(5年用途)	やまがた緑環境税	1,000円	10%	6	○	○	
21 石川県	H19年度から(H24年度更新)	5	いしかわ森林環境税	500円	5%	3.6	○	○	
22 広島県	H19年度から(H24年度更新)	5	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	8	○	○	
23 長崎県	H19年度から(H24年度更新)	5	ながさき森林環境税	500円	5%	3.2	○	○	
24 福岡県	H20年度から(期間の定めなし)	(5年用途)	森林環境税	500円	5%	13	○	○	
25 栃木県	H20年度から	10	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	8	○	○	
26 秋田県	H20年度から(期間の定めなし)	(おおむね5年)	水と緑の森づくり税	800円	8%	5	○	○	
27 佐賀県	H20年度から	5	森林環境税	500円	5%	2.3	○	○	
28 茨城県	H20年度から	5	森林湖沼環境税	1,000円	10%	16	○	○	
29 長野県	H20年度から	5	森林づくり県民税	500円	5%	6.8	○	○	
30 愛知県	H21年度から	5	あいち森と緑づくり税	500円	5%	8.4	○	○	都市緑化
31 宮城県	H23年度から	5	みやぎ環境税	1,200円	10%	16	○	○	都市緑化等
32 山梨県	H24年度から(期間の定めなし)	(おおむね5年)	森林環境税	500円	5%	2.7	○	○	
33 岐阜県	H24年度から	5	清流の国ぎふ森林・環境税	1,000円	10%	12	○	○	

* 水源地对策に一部活用

※ 導入している33県は、いずれも県民税均等割超過課税方式(神奈川県は所得割超過課税と併用)

※ 税収は、導入時(または制度変更時)に公表されている額(平年度ベース)

※ 鳥取県、愛媛県、富山県(法人の一部)は、更新時に税率を改正。鳥取県は、更新時に実施期間を改正

茨城県森林湖沼環境税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第2条 平成20年度から平成25年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,000円を加算した額とする。</p> <p>2 平成26年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、<u>県税条例第27条及び付則第14条の4の規定にかかわらず、同条に定める税率に1,000円を加算した額とする。</u></p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第3条 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、<u>県税条例第34条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第2条 平成20年度から平成24年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、<u>県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,000円を加算した額とする。</u></p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第3条 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、<u>県税条例第34条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p> <p>2 略</p>